

(1) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和3年11月2日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

甲 東伯郡琴浦町 個人

乙 東京都港区

企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を5割とし、県は、損害賠償金247,970円を甲に、71,280円を乙に、それぞれ支払うものとすること。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和3年6月18日

(2) 事故発生場所

米子市皆生四丁目地内

(3) 事故の状況

鳥取県立総合療育センター所属の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方乙から借り受けている軽貨物自動車を運転中、駐車場内を走行していたところ、左方から進行してきた和解の相手方甲所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。